

## 市内掲示板への掲示申請書

次の内容について掲示を申請します。

団体名 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 \_\_\_\_\_

掲示内容 \_\_\_\_\_

掲示希望日時 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※ 申請は、掲示希望開始日の14日前からの受付となります。

※ 許可の期間は、最長1ヶ月間とし期間の更新はできません。

※ 開催日など期限のある掲示物については、上記の期限内で開催日翌日まで掲示期間とすることができます。

## 市内掲示板

| 掲示板No | 掲示板情報              | 希望場所に○をつけてください |
|-------|--------------------|----------------|
| 1     | 久寺家中学校敷地内          |                |
| 2     | つくし野保育園            |                |
| 3     | 西消防署つくし野分署         |                |
| 4     | つくし野歩道橋前(つくし野側階段下) |                |
| 5     | 我孫子駅北口前 ※A4のみ      |                |
| 8     | 我孫子第四小学校正門前        |                |
| 10    | 泉1号公園              |                |
| 11    | 東我孫子1-1(郵便局沿い)     |                |
| 12    | 湖北台団地(団地中央バス停前)    |                |
| 13    | 湖北台中央公園(南側)        |                |
| 14    | 湖北台行政サービスセンター前     |                |
| 15    | 湖北駅南口階段下 ※A4のみ     |                |
| 16    | 湖北駅北口階段下 ※A4のみ     |                |
| 17    | 湖北地区公民館入口          |                |
| 18    | 布佐ナリタヤ前            |                |
| 19    | 布佐松島薬局前            |                |

## 駅構内掲示板

| 掲示板No | 掲示板情報                 | 希望場所に○をつけてください |
|-------|-----------------------|----------------|
| 6     | 我孫子駅南口側通路 ※A4サイズのみ    |                |
| 20    | 我孫子駅南口側通路エレベーター前      |                |
| 21    | 我孫子駅北口側通路エレベーター前      |                |
| 22    | 天王台駅南口側通路エレベーター前      |                |
| 23    | 天王台駅北口側通路エレベーター前      |                |
| 24    | 湖北駅改札前通路              |                |
| 25    | 新木駅南口側通路エレベーター前       |                |
| 26    | 新木駅北口側通路エレベーター前       |                |
| 27    | 布佐駅南口側通路エレベーター前 ※A4のみ |                |
| 28    | 布佐駅東口側通路(画鋏は使えません)    |                |

## あびバスへの掲示

| 掲示板No | 掲示板情報          | 希望場所に○をつけてください |
|-------|----------------|----------------|
| 29    | あびバス 船戸・台田ルート  |                |
| 30    | あびバス 栄・並木・泉ルート |                |
| 31    | あびバス 新木ルート     |                |
| 32    | あびバス 布施ルート     |                |

# 必ずお読みください。

この掲示板は、市民の皆様が情報を発信できるよう設置しています。  
ご利用の際には、必ず下記のルールを守ってご利用ください。  
ルールを守らない場合は、今後、掲示をお断りする場合があります。

## 【掲示について】

・掲示場所を間違えないでください。(他の利用者の迷惑になります。市が指定する掲示場所以外に貼られているものは撤去します。)

- ・「市内掲示板」への掲示は、画鋸で4カ所以上しっかりと留めてください。  
※ 画鋸は各自で用意して、撤去時にお持ち帰りください。
- ・「駅構内掲示板」は画鋸が使用できません。所定のケースをご利用下さい。
- ・「あびバス」、「新木駅構内」への掲示は、市が掲示物をお預かりします。
- ・掲示物の盗難等については一切責任を負いません。

## 【掲示物の撤去について】

- ・掲示許可の期間満了日当日までに掲示物を撤去してください。
- ・「あびバス」、「新木駅構内」への掲示物は、撤去または処分します。
- ・次に該当する掲示物は、市が撤去または処分します。
  - ① 市民協働推進課の許可を得ていないもの
  - ② 掲示許可期間が終了しており、他の掲示に支障があるもの
  - ③ 雨風等により掲示が困難であると判断したもの
  - ④ 市が許可した掲示場所以外に掲示されているもの

## 【掲示のできるもの】

- ① 許可ができる内容は、市内で実施される事業等のうち次に掲げるものです。
  - (ア) 市又は教育委員会が主催、共催、後援等をする事業等
  - (イ) 国または地方公共団体、公共的団体が実施する事業等
  - (ウ) 市内の学校、保育園、幼稚園等が実施する事業等
  - (エ) 市民活動団体、自治会、まちづくり協議会等の団体が実施する事業等
  - (オ) 市内事業者による社会貢献活動に関する事業等
  - (カ) その他、市長が適当と認めた事業等
- ② ①のうち、次のいずれかに該当するものについては、掲示することができません。ただし、公益性を有する事業またはまちづくりに資する活動であり、市の施策に合致する場合を除きます。
  - (ア) 市の掲示許可を得ていないもの
  - (イ) 営利、頒布、販売、斡旋、仲介、募金、興行、入会を主な目的とするもの
  - (ウ) 宗教や政治上の主張・意見の表明に繋がるおそれがあるもの
  - (エ) その他、市長が適当ではないと判断したもの